川崎市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５６号

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和３３年川崎市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２７条第１項第１号を次のように改める。

⑴　専用給水装置

用途及びメーターの口径		基本料金	使用料金（使用水量１立方メートルにつき）							
			８立方メートルまで分	８立方メートルをえ10立方メートルまで分	10立方メートルをえ20立方メートルまで分	20立方メートルをえ30立方メートルまで分	30立方メートルをえ100立方メートルまで分	100立方メートルをえ200立方メートルまで分	200立方メートルをえ500立方メートルまで分	500立方メートルをえる分
	13ミリメートル	700円								
	20ミリメートル									

<table>
<tr><td rowspan="7">一般用</td><td>25ミリメートル</td><td></td><td rowspan="5">3円</td><td rowspan="5">109円</td><td rowspan="5">153円</td><td rowspan="5">208円</td><td rowspan="5">265円</td><td rowspan="5">320円</td><td rowspan="6">379円</td><td rowspan="6">425円</td></tr>
<tr><td>40ミリメートル</td><td>1,600円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td>75ミリメートル</td><td>5,800円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートル</td><td>10,000円</td><td colspan="6">320円</td></tr>
<tr><td>150ミリメートル</td><td>50,000円</td><td colspan="8">425円</td></tr>
<tr><td>200ミリメートル以上</td><td>100,000円</td><td colspan="8">425円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場用</td><td>700円</td><td>3円</td><td colspan="7">56円</td></tr>
<tr><td colspan="10">備考
1　一般用とは、公衆浴場用以外の用途をいう。
2　共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共有するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。この場合において、共有するメーターの口径が40ミリメートル以上のときは、当該口径を20ミリメートルとみなして算定する。</td></tr>
</table>

第27条第1項第3号の表を次のように改める。

基本料金	使用料金（使用水量1戸1立方メートルにつき）	
	8立方メートルまでの分	8立方メートルを超える分
1戸につき 450円	3円	56円

附則第3項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの使用に係る料金に関する特例）

３　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間の専用給水装置による使用（一般用の用途に限る。）に係る料金については、第２７条第１項の規定にかかわらず、使用期間１月につき、附則別表に定めるところにより算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第４項から第６項までを削り、附則に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第３項関係）

用途及びメーターの口径		基本料金	使用料金（使用水量１立方メートルにつき）							
			８立方メートルまで分	８立方メートルをえ10立方メートルまで分	10立方メートルをえ20立方メートルまで分	20立方メートルをえ30立方メートルまで分	30立方メートルをえ100立方メートルまで分	100立方メートルをえ200立方メートルまで分	200立方メートルをえ500立方メートルまで分	500立方メートルをえる分
一般	13ミリメートル	635円	3円	99円	139円	189円	241円	291円	345円	387円
	20ミリメートル									
	25ミリメートル									
	40ミリメートル	1,450円								
	50ミリメ	1,730円								

用	ートル									
	75ミリメートル	5,280円								
	１００ミリメートル	9,100円	291円							
	１５０ミリメートル	45,500円	387円							
	２００ミリメートル以上	91,000円	387円							

備考
１　一般用とは、公衆浴場用以外の用途をいう。
２　共同住宅等で、メーターを共有するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。この場合において、共有するメーターの口径が４０ミリメートル以上のときは、当該口径を２０ミリメートルとみなして算定する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第３項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、令和１０年３月３１日までの使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

３　新条例第２７条第１項第１号（公衆浴場用に係る部分に限る。）及び第３号の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

４　施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの間におけ

る水道料金（川崎市水道条例第２７条第１項第２号及び第４号の規定により算定する水道料金を除く。）は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

５　令和１０年４月１日前最後の検針日の翌日から同月１日以後最初の検針日までの間における水道料金（新条例附則第３項又は第２７条第１項第１号（公衆浴場用に係る部分を除く。）の規定により算定する水道料金に限る。）は、同月１日前の使用日数及び同日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。